

プレミアムグリーンプラス（CO₂フリー）利用規約

第1条（目的）

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、出光興産株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するプレミアムグリーンプラス（CO₂フリー）（以下「本サービス」といいます。）の利用条件等を定めたものです。なお、本規約に定める料金はすべて消費税等相当額を含みます。

第2条（定義）

本規約において電気契約とは、本サービスを利用するにあたり必要となる、当社「電気需給約款（低圧）」および「電気料金要綱（Sプラン）」、「電気料金要綱（オール電化プラン）」または「電気料金要綱（低圧電力プラン）」に基づく電気需給契約をいいます。

第3条（要綱）

1. 本サービスは、当社が、再生可能エネルギー由来の電気（FIT 電気[※]含む）に再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより、再生可能エネルギー電気 100%の調達を実現し、供給するサービスです。

※FIT 制度（再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で買い取る国の制度）により当社が買い取りした電気のことをいいます。当社が FIT 電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われており、この電気の CO₂ 排出量については、その販売電力量に相当する非化石証書の使用がない場合には、火力発電なども含めた全国平均の電気の CO₂ 排出量を持った電気として扱われます。

2. 非化石証書は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）の運営する非化石価値取引市場における取引または相対取引によって調達することから、本サービスのために十分な量を調達できない場合があります。

3. ①当社想定を上回る電気の使用があったとき、②JEPX における非化石証書の約定価格が高騰したとき、③非化石証書の調達元である発電所の修繕もしくは事故等、または系統からの出力抑制依頼等により非化石証書の調達状況が悪化したとき、④天候、天災、伝染病、戦争、暴動、法令の制定もしくは改廃その他の不可抗力事由によるとき、または⑤その他やむを得ない事由によるときには、供給する電気の再生可能エネルギー比率が 100%にならない場合があります。当社は、これによりお客様が受けた損害について、賠償の責めを負いません。

4. 当社の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況に関する計画値または実績値については、当社が別途定める場合を除き、当社ウェブサイト等における掲載またはそ

の他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第4条（適用）

1. 申込み

本サービスの利用を希望するお客様は、あらかじめ本規約に同意の上、当社指定の様式によって申込みを行います。

2. 適用条件

当社と電気契約を締結していること。

3. 適用開始

（1）電気契約と同時に申込みの場合

電気契約の需給開始日から適用します。

（2）電気契約開始以降に申込みの場合

原則として、本サービスの申込みがなされた日が属する月の翌月 1 日または翌々月 1 日より適用します。

4. 適用終了

本サービスの利用期間は、原則として、電気契約が終了した日に終了します。

なお、お客様より本サービス利用中止のお申し出があった場合、原則として、お申し出があった月の翌月末に終了します。

5. 料金

本サービスの料金は次のとおり算定し、各月の電気契約の料金に加算します。

本サービスの料金 = 電気契約の使用電力量 × 本サービス料金単価

本サービス料金単価

使用電力量 1 キロワット時につき	2 円 00 銭
-------------------	----------

6. 適用解除

当社は、お客様が本サービスを継続することを不相当と判断した場合、本サービスの適用を解除します。

第5条（本規約の変更・終了）

当社は本規約を変更または終了することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間において、変更または終了のお知らせおよび終了日を当社ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第6条（その他）

その他事項については、当社「電気需給約款（低圧）」に定めるところによります。

2024年4月1日制定

出光興産株式会社